

# ESDを視点とした中学校社会科の一考察

石野 沙織・石川 誠

(亀岡市立安詳小学校・京都教育大学)

A Study of Social Studies at Junior High School from the Viewpoint of ESD

Saori ISHINO, Makoto ISHIKAWA

2016年11月30日受理

抄録：本論文は、現行の中学校社会科の指導方針や学習内容をESDの視点から分析し、考察したものである。その結果、現行の学習指導要領に改訂される際、社会科は「持続可能な社会」がキーワードとなり、ESDの特色を色濃く受けていることが伺えるが、①経済面からのアプローチが希薄である、②事象の事実認識に留まり、自身との関係性、事象間の関連性についての言及がされていない、③国内における持続可能性に重点を置き、国際的な持続可能性については環境面に限定されていることが課題として挙げられた。持続可能な社会の実現には一人ひとりの価値観や行動の変革が求められ、次期学習指導要領改訂の方針としても社会科では「持続可能な社会づくりの観点から地球規模の諸課題や地域課題を解決しようとする態度など、国家及び社会の形成者として必要な資質・能力を育てていくことが求められる<sup>1)</sup>」と示された。このことから持続可能な社会の実現に向け、ESDが目指す環境・経済・社会の3領域を包括する指導内容の構築が必要である。

キーワード：ESD・中学校・社会科

## I. はじめに

### 1. 研究の背景と目的

第二次世界大戦終結後、先進諸国では著しい経済発展が遂げられ、復興に向けて順調な歩みを見せていた。しかしこの短期的に遂げられた経済発展は、環境に大きな負荷をかけるものであり、その結果、深刻な海洋汚染などの環境破壊を引き起こした。こうした問題は、経済発展を重視する世界の潮流に警鐘を鳴らすものであり、自然環境や資源を保護しながら将来の世代にも経済的な利益をもたらすことが可能となる開発の必要性が国際的に認識されるようになった。そして、こうした認識は1987年のブルントラント報告により「持続可能な開発(SD: Sustainable Development)」という概念として提唱され、「現代の世代の要求を満たしつつ、将来の世代の要求も満たす開発」と定義づけられた。

こうした国際的な潮流の中で、1992年の国連環境開発会議で合意された地球環境行動計画「アジェンダ21」において、「教育は、持続可能な開発を促進し、環境と開発の問題に取り組む人々の能力を高める上で決定的に重要である<sup>2)</sup>」と述べられ、教育がSD推進に大きな役割を果たすことが示された。これにより持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)の重要性が認識されるようになり、2002年の国連総会において採択された「国連持続可能な開発のための教育の10年(DESDE: Decade of Education for Sustainable Development)」によって形となった。こうした国際的な動きは日本の教育にも大きく影響し、現行の社会科学習指導要領においては「持続可能な社会の実現」がキーワードとなった。

本研究は、国際的な潮流であるESDを視点として中学校社会科の内容を分析し、現行の教育活動(社会科)について考察するものである。これにより、現行の中学校社会科においてESDが目指している環境・経済・社会の3領域を含む包括的な取り組みがなされているかを検証することを目的とする。

## 2. ESDとは

まず、本論文における分析視点となるESDについて、ESDが対象とする領域や目標について述べる<sup>3</sup>。

ESDとは、現代社会の諸課題を自らの課題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動<sup>4</sup>を指す。

ESDは環境・経済・社会の3領域が統合的、持続的に発展していくことを目指しているため、特定の領域に焦点化した学習活動を展開するのではなく、図1に示したように、これら3領域を包括的に取り扱うことが求められている。また、環境・経済・社会それぞれの側面から統合的にアプローチすることが求められており、こうした統合的なアプローチは、ESDを実施する際に特に必要となる2観点、①人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと、②他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むこと、を満たす上でも重要となる。この2観点を満たす学習や活動を通して次の力を育むことが求められる。



図 1 ESD の概念図

出典：日本ユネスコ国内委員会（2013）「ユネスコスクールと持続発展教育（ESD）」 p.1

表1 ESDで育みたい力

- ・ 持続可能な発展に関する価値観（人間の尊重、多様性の尊重、非排他性、機会均等、環境の尊重など）
- ・ 体系的な思考力（問題や現象の背景の理解、多面的かつ総合的なものの見方）
- ・ 代替案の思考力（批判力）
- ・ データや情報の分析能力
- ・ リーダーシップの向上

日本ユネスコ国内委員会（2013）「ユネスコスクールと持続発展教育（ESD）」、佐藤真久・阿部治監訳（2006）「DESD 国際実施計画」『ESD-J2005 活動報告書』持続可能な開発のための教育の10年推進会議（ESD-J）より作成

## Ⅱ. 教育現状

本論文ではESDを視点として中学校社会科を分析するため、本章では、ESDが提唱されDESDが採択された後の法改正を含めた日本の教育、特に中学校社会科の目標について述べる。

### 1. 法改正

DESDの採択を受け、2005年にDESD関係省庁連絡会議が設置されるなど、日本国内におけるESD推進の動きが活発になる中で、特に大きな取り組みだったのは教育基本法や学校教育法の改正である。日本の教育の根底となる教育基本法は1947年の公布以来改正されることがなかったが、DESD実施開始の翌年にあたる2006年に60年ぶりの改正となった。大きく改正された項目や新設項目に着目すると、第二条三項では社会形成と発展への寄与、同四項では環境保全、五項では国際理解と国際協力といった、ESDが目指す人間像に必要な力の育成が明記され、ESDの性格が色濃く反映されていることがうかがえる。

表2 改正後の教育基本法におけるESDの反映項目

| 改正後の教育基本法  | 改正前の教育基本法   |
|--|---|
| (教育の目標)<br>第二条 (略)<br>三 <u>正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画しその発展に寄与する態度を養うこと。</u><br>四 <u>生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</u><br>五 <u>伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</u> | (教育の方針)<br>第二条<br>教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。 |
| (義務教育)<br>第五条 (略)<br>二 <u>義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。</u>  | (義務教育)<br>第四条 (略)<br><br>(新設)   |

(新旧教育基本法より抜粋、一部加筆)

この教育基本法の改正を受け、教育三法（学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法）の改正も行われた。法改正の中でも学校教育法の改正は、具体的な教育内容の方針を示す学習指導要領改訂に結びつく重要な意味を持つものとなった。この学校教育法改正における「各学校種の目的及び目標の見直し等」において、義務教育の目標に次の3点が規定された

- ・規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度
- ・生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度
- ・伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度

この3つの目標は、持続可能な社会を構築するために必要な力で、表1に示したESDが育みたい力と重なり、教育基本法と同じく、ESD推進の影響を受けていることが伺える。こうした学校教育法によって定められた目標達成に向け、2008年には現行の学習指導要領に改訂された。

## 2. 社会科改訂の趣旨

学習指導要領改訂に伴い、中央教育審議会（中教審）から答申が出され、この答申の趣旨を生かす上で特に留意することとして、社会科においては、世界や日本に関する基礎的教養を培い、国際社会に主体的に生き、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成すること<sup>5</sup>が示された。また、答申の中では、社会科、地理歴史科、公民科の改善の基本方針及び中学校社会科の改善の具体的事項が次のように示された。

## (i) 改善の基本方針

- 社会科、地理歴史科、公民科においては、その課題を踏まえ、小学校、中学校及び高等学校を通じて、社会的事象に関心を持って多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させることを一層重視する方向で改善を図る。
- 社会的事象に関する基礎的・基本的な知識、概念や技能を確実に習得させ、それらを活用する力や課題を探究する力を育成する観点から、(中略)事象の特色や事象間の関連を説明すること、自分の考えを論述することを一層重視する方向で改善を図る。
- 我が国及び世界の成り立ちや地域構成、今日の社会経済システム、様々な伝統や文化、宗教についての理解を通して、我が国の国土や歴史に対する愛情を育み、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを重視する方向で改善を図る。(下線は筆者加筆)

## (ii) 改善の具体的事項

(中学校)

- (ア) 地理的分野については、世界の地理的認識を深めるため、世界各地の人々の生活と環境とのかかわりや世界の諸地域の多様性について学ぶ項目を設けるとともに、(中略)身近な地域の調査の学習において、諸課題を解決し地域の発展に貢献しようとする態度を養うことができるようにする。
- (イ) 歴史的分野については、我が国の歴史の大きな流れを理解させ、歴史について考察する力や説明する力を育てるため、各時代の特色や時代の転換に関わる基本的な内容の定着を図り、課題迫及的な学習を重視して改善を図る。その際、現代社会についての理解が深まるよう、近現代の学習を一層重視する。(略)
- (ウ) 公民的分野については、現代社会の理解を一層深めさせるとともに、よりよい社会の形成に参画する資質や能力を育成するため、文化の役割を理解させる学習、ルールや通貨の役割などを通し、政治、経済についての見方や考え方の基礎を一層養う学習、納税者としての自覚を養うとともに、持続可能な社会という視点から環境問題や少子高齢社会における社会保障と財政の問題について考えさせる学習を重視して内容を構成する。(略) (下線は筆者加筆)

以上のように、答申の基本方針においてESDが目指す持続可能な社会の実現が社会科教育全体の方針として示され、改善の具体的事項にも「持続可能な社会」という文言が含まれることとなった。また、次項に示す中学校社会科の教科目標を取り上げても、社会科においてESDが推進されることが伺える。

## 3. 教科の目標と指導事項

中学校社会科の教科目標は次のように示されている。

広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

社会科の究極の目標は、上述した公民的資質の基礎を養うことにある。公民的資質とは「国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者、すなわち市民・国民として行動する上で必要とされる資質」<sup>6</sup>のことを指し、そうした形成者としての自覚を持って①自他の人格を互いに尊重し合う②社会的義務や責任を果たそうとする③社会生活の様々な場面で多角的に考えたり、公正に判断したりする等の態度や能力と考えられている。学習指導要領においても、こうした公民的資質は、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎を含むとされ、持続可能な社会の実現にも必要な資質・能力の基礎にあたとされている。このように教科目標を取り上げても、社会科においてESDの取り組みが推進されることが伺える。

教科目標を達成するため、中学校社会科では地理的分野・歴史的分野・公民的分野のそれぞれに目標を定め、表3に示した指導事項に沿って指導が展開される。

表3 中学校社会科の指導事項

| 地理的分野  | 歴史的分野   | 公民的分野   |
|--|---|---|
| <b>(1) 世界の様々な地域</b><br>ア：世界の地域構成<br>イ：世界各地の人々の生活と環境<br>ウ：世界の諸地域<br>エ：世界の様々な地域の調査<br><br><b>(2) 日本の様々な地域</b><br>ア：日本の地域構成<br>イ：世界と比べた日本の地域的特色<br>ウ：日本の諸地域<br>エ：身近な地域の調査 | <b>(1) 歴史の捉え方</b><br>ア：我が国の歴史上の人物や出来事などについて調べたり考えたりするなどの活動<br>イ：身近な地域の歴史を調べる活動<br>ウ：学習した内容を活用してその時代を大観し表現する活動<br><br><b>(2) 古代までの日本</b><br><b>(3) 中世の日本</b><br><b>(4) 近世の日本</b><br><b>(5) 近代の日本と世界</b><br><b>(6) 現代の日本と世界</b><br>* (2)～(6)は中項目を省略 | <b>(1) 私たちと現代社会</b><br>ア：私たちが生きる現代社会と文化<br>イ：現代社会を捉える見方や考え方<br><br><b>(2) 私たちと経済</b><br>ア：市場の働きと経済<br>イ：国民の生活と政府の役割<br><br><b>(3) 私たちと政治</b><br>ア：人間の尊重と日本国憲法の基本的原則<br>イ：民主政治と政治参加<br><br><b>(4) 私たちと国際社会の諸課題</b><br>ア：世界平和と人類の福祉の増大<br>イ：より良い社会を目指して |

文部科学省（2008）「中学校学習指導要領解説社会編」より筆者作成

### Ⅲ. 分析と考察

前章において、教育基本法の改正や学習指導要領の改訂にESDの特色が反映されていることと、現在の中学校社会科の教科目標と実際の指導事項について述べた。本章では、中学校社会科の指導事項をESDの視点から分析し、教科目標等も含め考察を行う。第1項における分析は、教科書<sup>7</sup>の記載内容がESDの対象となる領域や内容に該当するかの視点で行った。

#### 1. 教科書分析

地理・歴史・公民の各分野の教科書を分析する際、まず教科書の記載内容が、図1の概念図に示した学習領域に該当するのかを明らかにした。その結果、地理的分野と公民的分野において該当する単元が挙がり、表4に示したようになった。なお、資源・エネルギーに関する項目は「環境学習」に含めるものとし、地域の文化に関する事項は、世界遺産や地域の文化財等に関する学習に含め、「文化財等に関する学習」の名目で示した。また、歴史的分野については、公害問題などの環境面に関する記述や、民族や文化に関する記述が見られたが、過去の出来事としての事実提示であるため、今回の分析ではESD該当単元として扱わないこととした。

表4 ESDの該当単元

| 分野              | 編 | 該当単元 <sup>8</sup>                         | ESD 該当分野                      |
|-----------------|---|---|-------------------------------|
| 地理              | 1 | 第2章「世界各地の人々の暮らし」                          | 国際理解・環境学習                     |
|                 |   | 第3章「世界の州のようす」                             | 環境学習・国際理解・生物多様性<br>文化財等に関する学習 |
|                 |   | 第4章「世界の国を調べてみようーロシアと周辺の国々を例にー」            | 環境学習                          |
|                 | 2 | 第2章「世界からみた日本の姿」                           | 防災教育                          |
| 第3章「日本の地方のようす」  |   | 環境学習・生物多様性<br>文化財等に関する学習<br>その他（地域社会の持続性） |                               |
| 公民              | 1 | 第1章「私たちが生きる現代社会と文化」                       | 国際理解（異文化理解）<br>文化財等に関する学習     |
|                 | 2 | 第1章「個人の尊重と日本国憲法」                          | 環境学習                          |
|                 | 3 | 第3章「財政と国民の福祉」                             | 環境学習                          |
|                 | 4 | 国際ナビ「国際の学習を大きくとらえよう」                      | 国際理解                          |
| 第1章「国際社会と人類の課題」 |   | 国際理解・環境学習                                 |                               |

（日本文教出版「中学社会」地理的分野、公民的分野を参考に筆者作成）

## 2. 考察

### (1) ESDの視点からみた中学校社会科指導内容の現状と課題

中学校社会科の3分野の教科書を分析すると、①指導内容は、環境学習と国際理解、文化財等に関する学習が大半を占めていること、②それらの指導内容は事実認識に留まり、持続可能な社会について考える設定（記述）がされていないこと、③持続可能な社会についての記述が、環境面に配慮することのみの記述になっていることが明らかとなった。

①についてであるが、世界各地の気候やそれに伴う生活様式、宗教等の文化面についての記述と、各地の産業や経済発展とそれに伴う資源・エネルギー問題、環境破壊といった環境に関する問題が多くを占め、ESDが統合的なアプローチを目指す環境・経済・社会の3領域において、経済面からのアプローチが不足していることが分かった。

また、②に示したように、教科書に記載されている内容については、事実認識が大半を占め、小単元のまとめとして書かれていることは、本時で学習したことをまとめたり、既習内容を踏まえて他地域と比較してみること等、世界及び日本各地の実態に関しての事実認識に終始している。ESDでは、異文化理解をはじめとする国際理解や、環境問題についての理解等を通して、表1に示したような、持続可能な発展に関する価値観や、問題や現象の背景についての理解を図る体系的な思考力などを育むことを目標とし、持続可能な社会の担い手を育成することを目指している。しかし、事象の有無に関する事実認識に終始しては、今後どのような行動や考えが自分に求められるのかを思考したり、認識したりするに至らないと筆者は考える。また、内容に関して、自身との関係性について言及していない点も問題であると考え。例えば途上国における貧困や環境問題に関することは、貿易を通して我々も関係している。我々の身近にあるチョコレートやコーヒー、日用品等、途上国で生産されたものが多くあるが、それらの生産者の生活実態や、貧困の原因が先進国による低価格志向であること、貧困が原因で社会開発が進まないこと、森林伐採などの環境破壊が進んでいること等について言及されることが無い。つまり、国際社会の問題について、自身がその原因の一端を担っていることを認識できないままに学習が終わるのである。また、貧困と環境問題に顕著にみられる、事象間の関連性に着目していることもない。そのため、環

境問題など事象の有無に終始する内容では、自身の価値観や行動を変革するには至らず、不十分であると考え。

①と②について述べたが、筆者は③に示したことがESDを視点とした場合1番の課題であると考えている。ESDにおける持続可能な社会は、資源や自然環境の持続性のみを対象としたものではなく、環境・経済・社会の3つの持続性を求めるものである。しかしながら、教科書の記載では、持続可能な社会の実現には自然環境の保全を考慮することが重要であると述べられ、社会面・経済面の持続性については言及されていない。確かに、日本がESDを推進する際、優先して進めるべき課題として、環境問題に関することが国内実施計画では挙げられている。しかしながら、持続可能な社会=環境保全という認識になれば、経済面・社会面も含めた統合的な発展を実現することの視点が欠如し、社会科で養う公民的資質の中でも、社会的責任を果たすことについて偏った認識になると考える。

## (2) 社会科改訂の方針や教科目標における中学校社会科の現状と課題

(1)において、ESDの視点から分析・考察を行い、3点の課題を挙げたが、筆者は学習指導要領改訂の方針や、中学校社会科の教科目標においても、現状の中学校社会科に課題があると考え。

現行の学習指導要領に改訂される際、改訂の方針として、「持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを重視する方針で改善を図る」ことが明確に示された。つまり社会科において、ESDが目指す持続可能な社会の担い手を育成することが示されたが、具体的な改善の方針として示されたことは前述したが、次のことであった。

### <地理的分野>

身近な地域の調査の学習において、諸課題を解決し地域の発展に貢献しようとする態度を養うことができるようにする。

### <公民的分野>

よりよい社会の形成に参画する資質や能力を育成するため、文化の役割を理解させる学習、ルールや通貨の役割などを通し、政治、経済についての見方や考え方の基礎を一層養う学習、納税者としての自覚を養うとともに、持続可能な社会という視点から環境問題や少子高齢社会における社会保障と財政の問題について考えさせる学習を重視する。

つまり国内に焦点を当てたものとなっており、この点において筆者は、フィールド面での広がりや、社会科の目指す公民的資質を養うに足りない内容になっていると考える。前述したように、公民的資質とは、「国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者、すなわち市民・国民として行動する上で必要とされる資質」のことを指し、そうした形成者としての自覚を持って①自他の人格を互いに尊重し合う②社会的義務や責任を果たそうとする③社会生活の様々な場面で多角的に考えたり、公正に判断したりする等の態度や能力と考えられている。現在我々は貿易を通して様々な国と密接な関わりを持っている。また、これまでの経済発展を遂げるために、現在問題となっている環境問題の原因を作り出してきた。つまり、身近な地域や国内の持続性のみではなく、国際社会における事柄についても社会的な義務や責任を果たす必要がある。しかしながら、改訂に際しての具体的な改善事項は国内の事柄に重点を置くものとなっており、持続可能な社会を目指すにはフィールド面での広がりが希薄であると言える。

以上の考察から、筆者は中学校社会科の課題として次の3点を挙げる。

### ①経済面からのアプローチが希薄である

- ②事象の事実認識に留まり、自身との関係性、事象間の関連性についての言及されていない
- ③国内における持続可能性に重点を置き、国際的な持続可能性については環境面に限定されている

#### Ⅳ. 終わりに

平成28年8月、文部科学省は次期学習指導要領改訂についての審議のまとめを公表した。現行の社会科の成果と課題の中で、「持続可能な社会づくりの観点から地球規模の諸課題や地域課題を解決しようとする態度など、国家及び社会の形成者として必要な資質・能力を育んでいくことが求められる<sup>9</sup>」と明記した。社会科は地理、歴史、公民分野を扱う領域面の広がり、身近な地域から国際社会までを扱うフィールド面での広がりを持つ教科であるため、ESDの実践をしやすい教科であると言える。現状の中学校社会科の指導内容は環境面と社会面に重点が置かれているが、貿易によるつながりや、それによって起きている弊害について言及するなど、国際社会における持続可能性に目を向けて、環境・経済・社会の3領域を包括する内容構成をするべきであると考えている。

#### <参考文献・資料>

- ・佐藤真久・阿部治監訳（2006）「DESD国際実施計画」『ESD-J2005活動報告書』持続可能な開発のための教育の10年推進会議（ESD-J）
- ・西井麻美 他（2012）『持続可能な開発のための教育（ESD）の理論と実践』ミネルヴァ書房
- ・日本文教出版編著『中学社会 地理的分野』日本文教出版
- ・日本文教出版編著『中学社会 歴史的分野』日本文教出版
- ・日本文教出版編著『中学社会 公民的分野』日本文教出版
- ・日本ユネスコ国内委員会（2013）「ユネスコスクールと持続発展教育（ESD）」
- ・文部科学省（2008）『中学校学習指導要領解説 社会編』
- ・文部科学省（2008）『小学校学習指導要領解説 社会編』
- ・文部科学省HP「改正前後の教育基本法の比較」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/kihon/about/06121913/002.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/06121913/002.pdf)（2016/11/20閲覧）

#### 注

- 1 文部科学省「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1377051.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1377051.htm)（2016/11/15閲覧）
- 2 西井麻美 他（2012）「持続可能な開発のための教育（ESD）の理論と実践」（ミネルヴァ書房）p.2
- 3 なお、ESD提唱に至る経緯については、本紀要の第16号に掲載した筆者の論文に記載したため、本論文では割愛することとする。
- 4 日本ユネスコ国内委員会（2013）「ユネスコスクールと持続発展教育（ESD）」p.1より
- 5 文部科学省（2008）「中学校学習指導要領解説社会編」p.2
- 6 文部科学省（2008）「小学校学習指導要領解説社会編」p.12
- 7 今回の分析にあたっては、地理・歴史・公民の各分野とも日本文教出版の教科書（平成25年度採用）を用いた。
- 8 各時間の指導内容にあたる小単元名については省略
- 9 文部科学省「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1377051.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1377051.htm)（2016/11/15閲覧）